

# 認定こども園の現状と課題 (3)

## ～ 保育の内容等について ～

松川 恵子 ・ 青井 夕貴 ・ 西村 重稀

(2009年1月30日受理)

### 1. はじめに

これまでの研究では、まず、「認定こども園の現状と課題」(仁愛女子短期大学研究紀要 第39号)として、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」(認定こども園法)を基に都道府県が策定した認定基準についての調査研究をまとめた。

また、「認定こども園の現状と課題(2)～認定こども園の実情について～」(仁愛女子短期大学研究紀要 第40号)では、平成19年4月1日現在で認定されている94施設を対象にアンケート調査を行い、認定こども園への申請理由、施設長や職員の資格、保育者の配置などについての実態を把握した。さらに、日本で最初に認定を受けた秋田県の5施設のうち、美郷町立わくわく園(幼保連携型、公立)と、ノースアジア大学附属のびのび幼稚園・保育園(幼稚園型、私立)、及び、平成19年4月1日現在全国で一番認定数の多かった兵庫県の中から、はぎ保育園(保育所型、私立)とやよい幼稚園(幼稚園型、私立)に依頼し、訪問調査を行った。アンケート調査及び訪問調査の結果、幼稚園と保育所をそのままにした現在の認定こども園の制度には、問題が多いということがわかった。特に、保育所部分については、市町村が委託契約をしない場合には運営費が出ないという大きな問題があるということが把握できた。また、幼保連携型においては、保育所部分と幼稚園部分の窓口が一本化されておらず、事務手続きの煩雑さが課題として挙げられた。

前回の研究では、全体的な認定こども園の実態と課題を捉えることができたが、保育の内容等について十分に把握することができなかった。そこ

で本研究では、サブテーマを「保育の内容等について」とし、認定こども園における保育の状況を把握することを目的とした。

### 2. 研究の方法

#### (1) アンケート調査の実施

平成20年4月1日現在、認定こども園の認定件数は229件に上り、平成19年の同時点より135件増えているが、保育の内容等については、ある程度の実践経験の中で定まってくるのではないかと考え、今回も平成19年4月1日現在で認定されている94施設を調査対象とすることにした。保育の内容等に関する質問紙と研究目的以外でデータを使用しないことなどを明記した依頼文を郵送し、無記名で返送を依頼したところ、回収率は94施設中42施設、回収率は約44.7%であった。

#### (2) 訪問調査の実施

保育の内容等については、実際に訪問しなければ把握できない部分が多いと考え、今回も訪問調査を行った。調査対象施設は次のような観点から選択した。

平成20年4月1日現在の認定数では、東京都19件、北海道16件、兵庫県及び長崎県15件、秋田県・群馬県・神奈川県が12件という順番で多くなっており、東京都、群馬県、神奈川県など関東地方の認定数が伸びている。そこで、今回は関東地方を調査地とすることにし、平成17年度の総合施設モデル事業から参加している神奈川県のゆうゆうのもり幼保園(幼保連携型、私立)と、東京都で最初に認定を受けた新宿区立四谷子ども園(幼保連携型、公立)に訪問調査を依頼した。

### 3. アンケート調査の結果

回答者の平均年齢は54.2歳（幅31～80歳）、性別は女性31、男性10、無回答1と女性が多く、職種は園長27、主任8、その他（教頭、副園長、園長代理など）6、無回答1で、園長が最も多かった。類型別回収率は、幼・保連携型が45園中21園の回答があり46.7%、幼稚園型は32園中15園で46.9%、保育所型は13園中4園で30.8%、地方裁量型は4園中1園で25.0%であった（図1）。また、幼保一体的運営を始めた年度については、認定を受けた平成19年度からという施設が24園と最も多く、回答を得た施設の57.1%を占めていた（図2）。平成10年度以前から幼保一体的に運営している園も3園（幼保連携型2園、幼稚園型1園）あった。

今回は保育の内容等に関するアンケートで記述部分が多かったためか、回収率が44.7%と低く、データとしての信憑性は低いですが、一つ一つのアンケート結果が実情を探る資料として有意義であると考え、考察した。

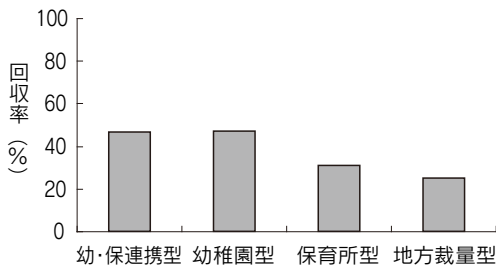


図1. 類型別回収率

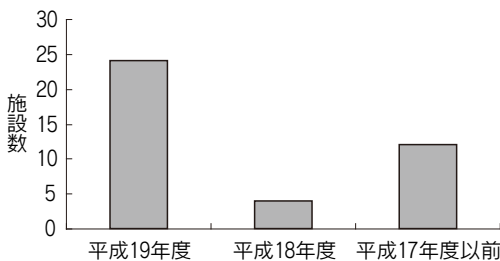


図2. 幼保一体的運営の開始年度

#### (1) 子どもの保育に関する課題

子どもの保育に関する課題の有無についての問いでは、「ある」が19園（45.2%）、「ない」が20

園（47.6%）で、ほぼ同数であった。類型別に見ると、幼保連携型では「ある」と回答した園の方が多く、幼稚園型では「ない」と回答した園の方が多かった（図3-1）。

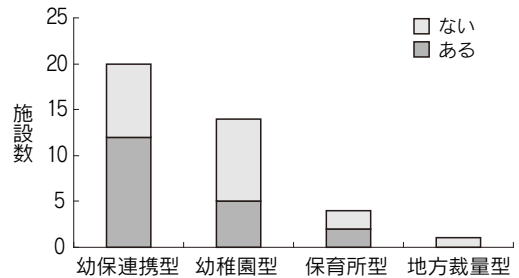


図3-1. 子どもの保育に関する課題の有無（類型別）

子どもの保育に関する課題の具体的な内容は、以下のようなものがあつた。

#### 〔各類型に共通する課題〕

##### ○保育時間の違いによる課題

・保育時間の違いによって活動経験の差ができないような保育を行うこと。等

##### ○午睡についての課題

・保育所部の子どもだけが午睡をするため、午睡室や午睡時間の確保、職員の配置・確保が難しい。（短時間部の降園時間と長時間部の午睡が重なり、午睡時に担当が不在となることも多く、不安な子も出る）等

#### 〔幼保連携型に特徴的な課題〕

・保育所は登園時間に差があり、一斉スタートが難しい。

・長時間児は給食を、短時間児は弁当を食べるので、昼食時から活動が別行動となる。等

#### 〔幼稚園型に特徴的な課題〕

・幼稚園児が活発に遊ぶ午後の時間に保育園児は午睡になるので、静かにしていなければならない。等

#### 〔保育所型に特徴的な課題〕

・長時間部の子どもが短時間部の昼寝をしない子どもを見てぐずったりした。等

子どもの保育に関する課題の内容については、類型別の違いがほとんどなく、保育時間の違い、

午睡をする子どもとしない子どもが混在することによる子どもの情緒面や職員の配置についての課題が共通して多かった。幼稚園型で子どもの保育に関する課題が「ない」という回答が多いのは、長時間部分をこれまで行ってきた預かり保育の経験を生かして対応しているからではないかと推察される。

また、子どもの保育に関する課題の有無を幼保一体的運営の開始年度で比較すると、平成17年度以前から一体的運営を行っている園では「ない」と回答する園が多くなっており(図3-2)、経験によって課題が克服される可能性が示唆される。

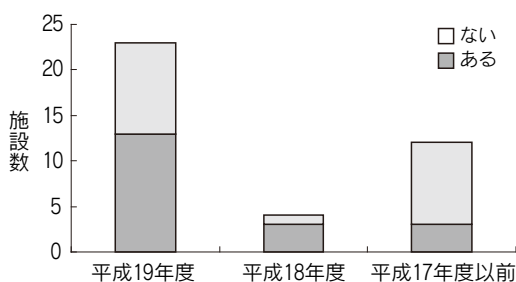


図3-2. 子どもの保育に関する課題の有無 (開始年度別)

## (2) 職員に関する課題

職員に関する課題の有無についての問いに関しては、「ある」が25園(59.5%)、「ない」が16園(38.1%)であった。子どもの保育に関する課題と比較すると、職員に関する課題を感じている園の方が多く結果となった。類型別に見ると、幼保連携型では「ある」と回答した園の方が多く、幼稚園型では「ない」と回答した園の方が多かった(図4-1)。

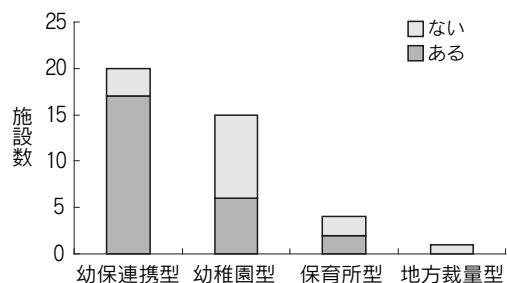


図4-1. 職員に関する課題の有無 (類型別)

職員に関する課題の具体的な内容については、以下のようなものがあつた。

### 【各類型に共通する課題】

- 保育観の違い等についての課題
  - ・幼稚園教育要領と保育所保育指針の違いが保育の仕方の違いとなっている。
  - ・子どもの育ちには「養護」と「教育」が必要。幼稚園は教育、保育所は保育という思考をぬぐい去るための研修が必要。
  - ・幼稚園教諭は、働く母親に対し愛情不足という考え方をもつ人が多い。等

### ○勤務体制等についての課題

- ・幼稚園は担任が子ども達の登園から降園までの保育に対応しているが、保育所はローテーションを組んで保育を行っている。その考え方の違いがある。(シフト制の勤務体制について、検討が必要)
- ・職員の得ている資格により配置に問題が生じる。(幼稚園教諭のみ、保育士の場合) 等

### ○会議、研修等についての課題

- ・全職員での会議や教材研究などの時間が持ちにくい。持てたとしても時間外になることが多く、十分な話し合いができない。
- ・幼稚園教諭は研修体系がはっきりしており、保育士は、研修はあるが、研修体系がはっきりしていない。等

### 【幼保連携型に特徴的な課題】

- ・保育所で保育を行ってきた保育士と、幼稚園で幼稚園教育を行ってきた幼稚園教諭との融和が難しい。(それぞれの文化の違い)
- ・幼稚園教諭は養護面(保健・安全)への配慮がやや低く、保育士は教育的支援への配慮がやや弱い。
- ・3・4・5歳児は、主活動や行事等を幼稚園担当で運営し、保育所側の保育士は給食から降園までを担当するようになってしまう。保育士が主活動や行事などに関われるよう配慮が必要。
- ・幼稚園教諭と保育士の給与等の処遇が違う。等

### 【幼稚園型に特徴的な課題】

- ・0・1・2歳児に合った教材研究と準備の時間の確保が難しい。等

## 〔保育所型に特徴的な課題〕

- ・ 幼稚園教育についての研修や保育準備に時間をとることが難しい。
- ・ 元々保育所であるため、地域住民の幼児教育への理解が得にくい。 等

職員に関する課題の内容についても、類型の別なく、会議や研修等の時間の確保について最も多く挙げられていた。解決の方法としては、時間外に行う、会議に出席できなかった職員には内容を文書で伝達する、幼保主任同士や学年リーダー等の小会議を開催する、非常勤職員を配置し専任職員が集まることができるようになっている、等が挙げられており、それぞれの園で実情に応じた工夫をしていることが覗かれた。

保育観や勤務体制についての課題は、特に幼保連携型で多く挙げられており、多岐にわたった切実な内容がみられた。幼保連携型には幼稚園経験者、保育所経験者がともにおり、双方の考え方の違いやこれまで果たしてきた役割の違いによる難しさがあるのではないかと推察される。しかし、違いがあることに気付き、互いに理解し合い、違いを乗り越えていくことができれば、より豊かな保育内容になるのではないかという期待も感じられる。

また、職員に関する課題の有無を幼保一体的運営の開始年度で比較すると、図4-2のようになる。平成17年度以前から一体的運営を行っている園でも「ある」と回答する園が多くなっており、職員に関する課題については克服が難しいことが推察される。

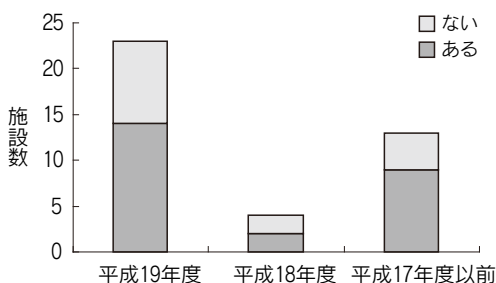


図4-2. 職員に関する課題の有無 (開始年度別)

## (3) 保護者に関する課題

保護者に関する課題の有無についての問いに関しては、「ある」が19園(45.2%)、「ない」が17園(40.5%)で、子どもの保育に関する課題同様ほぼ同数だった。類型別に見ると、やはり幼保連携型では「ある」と回答した園の方が多く、幼稚園型では「ない」と回答した園の方が多かった。子どもの保育や職員に関する課題が「ない」と回答していた地方裁量型の1園も、保護者に関する課題については「ある」と回答していた(図5-1)。

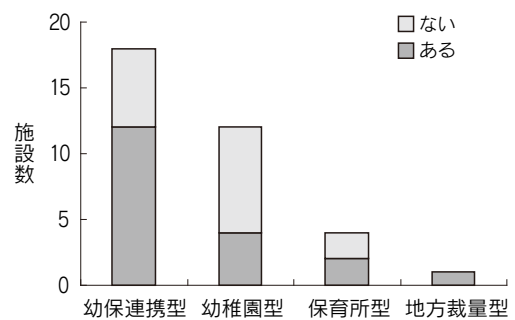


図5-1. 保護者に関する課題の有無 (類型別)

保護者に関する課題の具体的な内容については、以下のようなものがあった。

## 〔各類型に共通する課題〕

## ○保護者の考え方等についての課題

- ・ 子育て観や保護者の生き方、人生観が違う。
- ・ 教育的なことを中心に子どもを中心に考える幼稚園保護者と、時間がなく親の都合を中心に考える保育所保護者との違いがある。(保育所の保護者は子どもに対する関心度が薄い。) 等

## ○行事の参加の仕方等についての課題

- ・ 幼稚園の保護者は行事や保育参観等への参加率が高い。保育所の保護者は参加率が低く、参加時間も短い。
- ・ 幼稚園は父親の参加も多く、行事への関心も高いが、保育所は母親の参加がほとんどで、行事への関心よりも仕事が気になる。 等

## 〔幼保連携型に特徴的な課題〕

- ・ 同じ園の仲間としての意識が互いに薄い。
- ・ 保護者会で子どもの生活が豊かになるよう様々なイベントを企画しているが、保育園の保護者

は参加できず、幼稚園保護者の負担になり、不満が出ることもある。 等

**〔幼稚園型に特徴的な課題〕**

・幼稚園は毎日出席が基本だが、保育所は保護者の仕事の都合によって休ませる日もある。 等

**〔保育所型に特徴的な課題〕**

・幼稚園は就学の準備であるので必須と思っている。幼稚園が保育所と一体になると教育レベルが低下すると思っている。

・幼稚園籍の保護者は、時間にゆとりがあり、送迎の際いつまでも帰らないことも多い。 等

**〔地方裁量型に特徴的な課題〕**

・行事に参加できるのにしない保護者、参加したいのに参加できない保護者がいる。 等

保護者に関する課題の内容についても類型別の違いはほとんどなく、保護者の時間的余裕の問題が大きいと考えられる。短時間児の保護者は時間的に余裕があるため、子どもの教育を中心に考え、行事等への参加も熱心であり、長時間児の保護者は仕事を優先させる傾向にあり、行事等への参加もできない場合があるという実態が見られた。また、保護者に関する課題については、幼保一体的運営の開始年度からみても、大きな差がなかった(図5-2)。

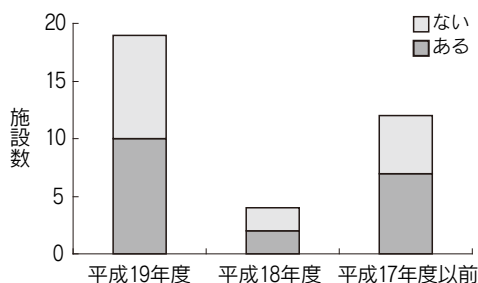


図5-2. 保護者に関する課題の有無 (開始年度別)

**(4) 幼保一体的運営による保育で良かった点**

幼保一体的運営を通して、保育内容の面で良かった点を複数回答してもらった(図6)。

全体的には、「異年齢の交流があり、思いやりの心が育つ(66.6%)」、「集団規模が適正で、子ども同士の育ち合いが見られる(47.6%)」、「教

育的視点の充実(42.9%)」、「養護的視点の充実(23.8%)」の順で多かった。

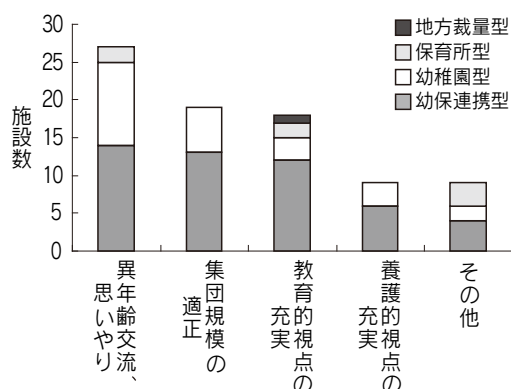


図6. 幼保一体的運営による保育で良かった点 (複数回答可)

類型別で見ると、幼保連携型では全体的な傾向とほぼ同じで、「異年齢の交流があり、思いやりの心が育つ(14/21園)」、「集団規模が適正で、子ども同士の育ち合いが見られる(13/21園)」、「教育的視点の充実(12/21園)」、「養護的視点の充実(6/21園)」の順で多かった。その他の意見として、「以前から教育・養護両方に力を入れていたので特に変わったことはない」「小学校への移行がスムーズになった」「保育園は安全管理、衛生管理が徹底して配慮されており、市主催の研修会なども充実していて勉強になっている」等があった。

幼稚園型では、「異年齢の交流があり、思いやりの心が育つ」を挙げた園が最も多く(11/15園)、次いで「集団規模の適正」を挙げた園が多かった(6/15園)。これは、幼保一体的運営により園児数が増え、集団による教育がより効果的になったということではないかと考えられる。その他の意見は、「特になし」が多く、幼稚園型については預かり保育をしている幼稚園とほとんど変わらないということではないかと推察される。

保育所型では、「異年齢の交流があり、思いやりの心が育つ」と「教育的視点の充実」を挙げた園がそれぞれ2園あった。その他の意見では、「保育について(教育、保育、養護、子育て支援など)教え合う機会が増えた」「保育に欠ける・欠けないという事由にしばられることなく、同じと



ころで同じ保育ができる」「創設以来、幼保一体的保育・教育を行ってきたので、特に変わらない」等があった。

地方裁量型の1園は、「教育的視点の充実」を挙げている。

## (5) 保育の質の向上

### ○園内研修

園内研修については、40園(95.2%)で実施しているが、実施していない園も2園(4.8%)あった(表7)。実施回数は月1回(年12回)という回答が最も多く、年1回から週2回(年100回程度)まで、かなりばらつきがみられた。

園内研修の内容については、教育要領・保育所保育指針について、教育課程・保育計画(保育課程)編成について、それを踏まえた指導計画の見直し、気になる子どもの行動とその理解、保護者との対応の仕方について、研究保育と保育研究会、保育内容演習、食育、危機対応、衛生マニュアル、自己評価・外部評価、カウンセリングマインド、パソコン教室、社会人としてのマナー等、「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」が平成20年3月に改訂(定)されたことを受けての研修をはじめとして、様々な園内研修が実施されていることがわかった。

### ○園外研修

園外研修についても、38園(90.5%)で実施されていたが、2園(4.8%)では実施されていなかった(表7)。実施している38園のうち、26園が、自己評価で捉えられた一人一人の職員の課題を踏まえ、計画的に園外の研修に派遣していると回答していた。

園外研修の内容については、県・市・地区、養成校等が主催している幼稚園や保育所対象の研修を中心に、新任・主任・園長研修、特別支援研修、遊びについての研修(実技研修)、人権研修、乳幼児保育についての研修、子育て支援・苦情相談・虐待・カウンセリングマインド・食育等に関する研修等が挙げられていた。保育士が参加する研修以外にも、新型インフルエンザ・日本脳炎・熱中症等に関する看護師が参加する研修や、調理員関係の研修などにも職員を派遣しているという回答

があった。

園外研修で学んだことを、園内研修で参加していない職員に報告するという仕組みができている園も多かった。

表7 園内・外研修の実施状況

	園内研修	園外研修
している	39	38
していない	2	2
無回答	1	2
総計	42	42

## (6) 子育て支援

前回の調査により、子育て支援の主な内容としては、親子登園、子育て相談、一時保育などがあることがわかった。今回は、各園でどのような子育て支援を実施しているか、内容について調査した。

### ○親子登園

ほとんど全ての園で親子登園を実施しており(97.6%)、1回当たりの時間は2時間という回答が半数以上(25園)だった。実施回数は、週1回が最も多く(15園)、月1回(6園)、週3回(5園)と続いている。また、親子登園の利用料は、無料が最も多く(27園)、1回当たり1,000円という園もあったが、ほとんど実費程度であった。

### ○子育て相談

子育て相談についても、実施している園が37園(88.1%)あり、1回当たりの相談時間は30分～1時間が最も多かった。子育て相談の実施回数は、随時・希望時が多く、ほとんど毎日希望に応じて無料で相談を受け付けている。

### ○一時保育

一時保育についても、実施している園が38園(90.5%)と非常に多かった。利用料については、時間帯や年齢によって異なるが、1時間500円程度であった。

### ○その他の子育て支援

上記の親子登園、子育て相談、一時保育の他にも、家庭訪問、子育てサークル、出前保育、園庭開放、講演会開催、学童保育など、それぞれの園でさまざまな子育て支援を行っていることがわかった。



ゆうゆうのもり幼保園では、子どもの生活を見通した保育ということを考え、敢えて「預かり保育」という名称を使わず、子ども特有の生活時間帯にあった名称を使っている。幼稚園の通常保育時間は「光の時間」と呼ばれている時間であり、幼稚園児は14:00降園である。「光の時間」以外の幼稚園の時間は、横浜市の預かり保育制度で対応している。「風の時間」は、子どもにとって「いても楽しいし、帰っても楽しい」時間だそうである。

午睡は、3～5歳児では子どもの状況に応じて行う。保育時間や体力、疲れ具合等を見て、個々に応じて行っているということだった。

給食は自園給食で、栄養士と調理師が季節の素材を取り入れた給食を作っている。ランチルームで食事をすることもできる。ただ、保育園児は給食費が保育料の中に含まれているが、幼稚園児については給食費を徴収することになり、矛盾を感じることもあるとのことだった。また、給食に係る経費等についても、幼稚園分と保育園分に分けて計算しなければならず、事務的に非常に煩雑であるそうだ。

### ③ 職員の体制について

学校法人採用の職員と社会福祉法人採用の職員とが初めから分かれている。前年度に希望を聞き、状況が合致すれば異動することも可能である。しかし、例年異動を希望する職員は少ない。

光の時間と風の時間とでは担当者が替わる。光の時間にも保育園の職員がおり、また、給食の時間から勤務する風の時間担当職員もいる。共通の時間を過ごすことで、職員が替わっても子どもの状態を把握することはできる。

会議については、全体での会議はほとんどもてず、年1～2回である。必要に応じて保育園の主任が幼稚園の会議に参加し、保育園職員に伝達している。保育園では園内研修の時間は7:30以降に月2回程度子どもの話をするのが精一杯で、ほとんど取れない。園外研修も一人年2回程度しか参加できない。幼稚園は、月1回程度園外研修に参加している。

このような課題については、1園の問題として解決できるようなものではなく、制度の上での改

善を望むということであった。システムをどのように作るかという意味で、現在試行錯誤中だそうである。

### ④ 保護者について

幼稚園の保護者も保育園の保護者も、両方が満足するにはどのようにしたらよいかということが課題である。バザー、夕涼み会など、幼稚園と保育園の保護者が一緒に活動する行事を通して、子ども同士、保護者同士のつながりができ、意識が変わる。5歳児になると、保護者も「ゆうゆうのもり」の保護者になってくる。「子どもが育つ」ということを保護者に伝え、わかってもらえるように情報発信することで、保護者もゆうゆうのもりで生活する子どもたちのことをわかってくれる。就労の有無にかかわらず、みんなで子育てをしようという意識を醸成したいということであった。

### ⑤ 子育て支援について

親子登園、一時保育を行っている。地域の人たちが集ってくるような機能を持つところまでできるといいが、そこまでの体制は難しい。何をするかではなく、「地域で子どもたちが育つ」というような支援であるべきだと考えているとのことであった。

### ⑥ その他

#### ・保育料について

幼稚園児が毎日預かり保育を利用すると、保育園児よりも保育料が高くなる。保育時間は同じで、行事等にも幼稚園の保護者の負担が大きいため、保護者に働いた方が得をするという意識ができてしまいそうな危惧がある。

#### ・認定こども園制度について

園児が減ったからという理由で幼稚園と保育園を単に合わせるだけではなく、「どういう子どもを育てたいか」「認定こども園でどういう保育をするか」という議論が不足している。幼稚園教育要領、保育所保育指針だけではなく、認定こども園向けの指針や要領があるとやりやすい。



## (2) 新宿区立四谷子ども園

(幼保連携型、公立、東京都新宿区)



### ① 園の概要

少子化が進み、小学校と幼稚園を同じ建物にしようという方向で進行する中、平成16年に、新宿区の政策として幼・保一体化の方針が示された。0歳から就学前の子どもが同じ環境の下で保育・教育を受けることができ、そのまま小学校へ進学できるという仕組みである。保護者の理解を得るため、一元化懇談会を何度も重ね、ようやく平成19年4月、四谷第三幼稚園、四谷第四幼稚園、三栄町保育園の統合による「四谷子ども園」が開園した。

平成18年度には、3園の職員をはじめ他園の職員も委員として集まり、保育・教育計画及び子育て支援事業計画の編成に取り組んだ。それを見直して現在のものになっている。

制度の上では、0歳児～3歳児が保育園、4・5歳児が幼稚園の認可を受けているが、保育の上では3歳児は4・5歳児と一緒に活動することが多く、3歳児の「にじ組」という名称は、かけはしという意味も包含しているということである。

定員は、0歳児9名、1歳児15名、2歳児18名、3歳児20名、4・5歳児各50名で、子ども園全体の定員は162名である。

### ② 子どもの保育について

教育・保育目標は、「幼稚園の文化と保育園の文化が融合した新たな価値を備えた子どもの育ちの環境を創造し、心身ともに健康で人間性豊かな

子どもを育てる」である。

開園時間は7:30～20:30で、18:30～20:30は20人定員の延長保育となっている。4・5歳児は、短時間保育(9:00～15:00)、中時間保育(9:00～16:30)、長時間保育Ⅰ(月曜～金曜)、長時間保育Ⅱ(月曜～土曜)を選択できる。四谷子ども園の一日の生活の流れは、表9のようにになっている。

表9 四谷子ども園の一日

時間	0歳児	1・2歳児	3歳児	4・5歳児		
				長時間	中時間	短時間
7:30	おはようタイム					
9:00	授乳・食事・等降園	おやつ・遊び 給食	遊び 給食	わくわくタイム		
12:00				ランチタイム		
13:00		午睡				
15:00		おやつ		ゆったりタイム		
16:30		なかよしタイム (順次降園)		降園	預り	
18:30	ゆうやけタイム (順次降園)					
20:30						

4・5歳児については、片方の保育室を午睡の部屋にしているため、短・中時間保育の園児が13時30分までは静かに過ごさなければならないということが課題となっている。また、降園時間の違いについても、昨年度は戸惑いがあったようだが、今年度については互いの違いを認め合えるようになってきている。5歳児の午睡は状況に応じて行い、平成20年度は11月から行わなかった。

給食は業者委託であるが、ガラス張りの調理室があり、調理している様子を子どもたちが見ることができる。長時間児は保育料の中に給食費が含まれており、短・中時間児は、給食か弁当か選択できるようになっている。

小学校が同じ建物の中にあり、保・幼・小の連携がスムーズにできる。小学校が保・幼・小連携教育の研究指定を受けていることもあり、6年生と0・1歳児、5歳児と1年生などのペアの学年が各学年できている。授業時間を利用して交流したり、休み時間等に自然な交流が見られたりして

いる。交流の機会を通して、小学校の教師も子ども園の生活を知ることができているようである。

### ③ 職員の体制について

新宿区のモデル園ということもあり、人的には比較的ゆとりがある。4歳児クラス(25名)では、担任を2人(幼稚園教諭1名、保育士1名)配置しており、シフトによる勤務体制を1か月交替で行い、登園時にどちらかの担任が子どもを迎えることができるようにしている。5歳児クラス(25名)は担任が一人だが、二人の担任(幼稚園教諭1名、保育士1名)にフリーの職員も加わって、登園時の受け入れができるよう勤務時間を配慮している。

幼稚園教諭・保育士の区別なく同じ働き方をしているが、処遇面での違いがあることが課題である。

全体の職員会議は毎月第3木曜日に定例化しており、4・5歳児の担任は週1回時間内に打ち合わせの時間をもっている。0～3歳児についても同じく、週1回定例化している。その他、園内研究会、園内研修会、小学校との打ち合わせなど、会議や研修の時間が確保されている。

### ④ 保護者について

区の政策で納得しないうちに始まってしまったという思いのある保護者もいるため、初めは長時間保育の保護者と短時間保育の保護者とのわだかまりのようなものがあつたが、今年はないようである。

保護者の会等の活動については、1年目の12月に保護者の会が発足し、組織的に無理のない程度の活動を決めて、できる人ができることをやるという方針で進めている。

保護者同士のかかわりや、他の家庭の子どもとのかかわりが少ないため、保護者参加の行事をもっと取り入れていきたい。1年前から保護者に知らせて、長時間保育の保護者も参加できるようにしており、参加すると楽しそうな様子が見られる。

### ⑤ 子育て支援について

子育て支援専属の職員が6人おり、毎日親子登園、一時保育、子育て相談を行っている。親子登

園のための「つどいのへや」、一時保育室「どんぐり」、相談室などの施設も整っている。「つどいのへや」は、登録が必要であるが、費用は無料である。「一時保育 どんぐり」は、事前登録が必要で、有料(一日3,400円)である。子育て相談は、電話相談と面接があり、どちらも無料であるが、面接の場合は予約が必要である。いずれも新宿区在住の方が対象である。

その他にも、講座・講演会等の実施、子育て支援事業の周知、ホームページの活用等、様々な取り組みを行っている。

### ⑥ その他

#### ・ 幼保一体的運営で良かった点

子どもの面では、人数が多くなり、子ども同士のかかわりが増えて、0歳から5歳までの子どもの自然なふれあいがみられる等、体験が豊かになった。保育所では同じ人間関係が就学前まで続いていたが、4歳児になるときに入園児がいて、新しいかかわりができる。

職員の面では、結論は出ないかもしれないが、職員も多く、いろいろな考え方にふれることができ、学び合えることが良い。

小学校からは、子どもも保護者も同じような生活をして入学してくるので、小学校に入ったときの違和感が少ないと言われている。

## 5. おわりに(まとめ及び考察)

保育の内容については、それぞれの園によって保育についての理念・目標があり、それに応じた内容であるので、数値化して捉えることが適切ではなかったかもしれない。しかし、アンケート調査によりおおまかな特徴を捉え、さらに訪問調査をすることによってより具体的に課題を把握することができた。

まず、子どもの保育についての課題では、幼稚園の部分と保育所の部分の生活時間の違いによる問題がある。特に、アンケート調査では午睡についての課題が多く、午睡室及び午睡をする子どもとしない子どもへの対応にあたる職員の確保が大きな問題であることが捉えられた。この問題については、ゆうゆうのもり幼稚園の渡辺園長が言わ

れていたように、午睡を含めて午後の時間をどのように過ごすことが認定こども園として、また「子どもにとって」よりふさわしいのかという議論が深められなければならない。幼稚園児と保育所児の統一した保育時間の獲得がなされないと、子どもの育ちに差が出てくるのではないかという心配がある。今の段階では、まだそのような意識は醸成されていないが、今後、各認定こども園の実践を踏まえた論議を期待する。

次に職員についての課題であるが、長時間保育に当たる職員の会議への参加や研修が困難であるという実態が捉えられた。この課題については、職員の数を増やすことによって、ある程度解決できるのかもしれないということを四谷子ども園の訪問調査を通して感じた。認定こども園の認定を受けると職員の加配があるというような行政措置があれば、今後認定数が伸びていくかもしれない。

保護者に対しては、認定こども園での活動を通して、就労の有無にかかわらず、地域の子どもたちを地域のみinnで育てるという意識をもつことができるような支援をしていくことが期待される。

本研究では、保育の内容についての課題は、その内容には類型別の違いがほとんどなかったが、課題をより多く感じているのは幼保連携型であるということが把握できた。

3年間の研究を通して、現行の認定こども園制度は単に幼稚園と保育所とを統合し、子どもたちと一緒に教育・保育しているだけであり、事務手続きの煩雑さが伴うだけで、現行の幼稚園・保育所での教育・保育における子どもの育ちを超える

ものではないということがわかった。就学前の全ての子どもに豊かな経験を保証し、地域の子育て家庭を支援するという理念は共感できるが、そのための経費を補助するなどの経営的メリットがなければ普及させることは難しい。その辺りが認定数の低迷に表れているのではないだろうか。前回及び今回訪問調査をさせていただいた秋田県、兵庫県、神奈川県、東京都新宿区などでは、行政が費用を補助するなど、国ができないところを県や区が補っている部分が多く見られた。そのような状況で認定数が増えているのではないかと考えられる。

今、「認定こども園の普及促進について」の検討が始まっているが、全ての就学前の子どもと子育て家庭のための施設であるための保育内容についても議論が深められることを期待したい。

#### <引用・参考文献及びホームページ>

- 1) 松川・工藤・西村「認定こども園の現状と課題」仁愛女子短期大学研究紀要 第39号(2007)
- 2) 松川・工藤・西村「認定こども園の現状と課題(2)～認定こども園の実情について～」仁愛女子短期大学研究紀要 第40号(2008)
- 3) 「光と風のむら ゆうゆうのもり幼保園」横浜市総合施設モデル事業検討会報告書(平成18年3月)
- 4) 「認定こども園 ゆうゆうのもり保育園・幼稚園」要項(平成20年度)
- 5) 「新宿区の幼保の取り組み」  
<http://www.city.shinjuku.tokyo.jp/division/550400gakkounei/youho/torikumi.html>
- 6) 「認定こども園 新宿区立四谷子ども園」要項(平成20年度)